

2015 年 1 月 20 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外商投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 362 号 ）

国家発展改革委員会、 プロジェクト認可権限の委譲さらに 国務院の方針受け管理弁法を再改定

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家発展改革委員会は、2014 年 12 月 27 日付で『「国外投資プロジェクト認可および届出管理弁法」および「外商投資プロジェクト認可および届出管理弁法」の関連条項の修正に関する決定』（国家発展改革委員会令第 20 号、以下『20 号令』という）を公布しました。国務院が 2014 年 10 月 31 日付で公布した『政府認可の投資プロジェクト目録（2014 年版）の発布に関する通達』（国発[2014]53 号、以下『目録』という）を受けて、外商投資・国外投資プロジェクト認可権限の委譲をさらに進めています。

□ 外商投資プロジェクト審査：投資総額基準を引き上げ

新たな『目録』は、外商投資プロジェクト認可権限を区分する投資総額基準を引き上げています（図表参照）。『外商投資産業指導目録』に中国側持分支配・中国側相対持分支配の要求がある奨励類で投資総額 10 億ドル以上の場合と、不動産プロジェクトを除く制限類で投資総額 1 億ドル以上の場合は国家発展改革委員会

【図表】『目録』が定める外商投資プロジェクトの認可権限

投資総額 (従来の基準額)	奨励類※	制限類	制限類の不動産 プロジェクト
10 億ドル以上 (3 億ドル以上)	国家発展改革委	国家発展改革委	省級政府
1 億ドル以上 (5 千万ドル以上)	地方政府 (省級以下)		
1 億ドル未満 (5 千万ドル未満)			

※ 奨励類は『外商投資産業指導目録』に中国側持分支配、中国側相対持分支配の要求がある場合のみ認可が必要

✓ 『目録』収録のプロジェクトは、『目録』の規定により認可を行う

✓ 上記以外のプロジェクトは、地方政府の投資主管部門が届出管理する

（『目録』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

が認可すると規定しているほか、制限類の不動産プロジェクトと投資総額 1 億ドル未満のその他の制限類プロジェクトは省級政府が認可し、中国側持分支配・中国側相対持分支配の要求がある奨励類で投資

総額 10 億ドル未満のプロジェクトは地方政府（省級以下の政府）が認可すると明記しています。従来はそれぞれ「3 億ドル以上」「5000 万ドル以上」「5000 万ドル未満」「3 億ドル未満」が基準となっていました。ただし、『目録』で個別に列挙されているプロジェクトは、『目録』の規定する認可機関が認可を行うとしています。

『20 号令』による改定後の『外商投資プロジェクト認可および届出管理弁法』は、「外商投資プロジェクトの認可権限、範囲は、国務院が發布する『政府認可の投資プロジェクト目録』に基づき執行する」（第 4 条）とのみ記しており、『目録』の規定をそのまま適用しています。それ以外の外商投資プロジェクトは、地方政府投資主管部門が届出管理を実施するとしており、この点に変更はありません。

『政府認可の投資プロジェクト目録（2014 年版）』

11、外商投資

『外商投資産業指導目録』において中国側持分支配（相対持分支配を含む）要求のある投資総額（増資を含む）10 億米ドルおよびそれ以上の奨励類プロジェクト、投資総額（増資を含む）1 億米ドルおよびそれ以上の制限類（不動産を含まず）プロジェクトは、国務院投資主管部門が認可し、このうち投資総額（増資を含む）20 億米ドルおよびそれ以上のプロジェクトは国務院に報告して届出する。『外商投資産業指導目録』制限類における不動産プロジェクトおよび投資総額（増資を含む）が 1 億米ドルを下回るその他の制限類プロジェクトは、省級政府が認可する。『外商投資産業指導目録』において中国側持分支配（相対持分支配を含む）要求のある投資総額（増資を含む）が 10 億米ドルを下回る奨励類プロジェクトは、地方政府が認可する。

前項規定のほかの本目録第 1 から 10 条に列挙したプロジェクトに属する場合、本目録第 1 から 10 条の規定に基づき認可する

国家発展改革委員会は、2014 年 5 月 17 日付で『外商投資プロジェクト認可および届出管理弁法』（国家発展改革委員会令第 12 号）を公布。『政府認可の投資プロジェクト目録（2013 年版）』を受け、政府当局による認可を必要とする外商投資プロジェクトの範囲を大幅に縮小して、その他の外商投資プロジェクトを届出管理へと変更していました。その規定では、『外商投資産業指導目録』に中国側持分支配・中国側相対持分支配の要求がある奨励類で投資総額 3 億ドル以上の場合と、不動産プロジェクトを除く制限類で投資総額 5000 万ドル以上の場合には国家発展改革委員会が、制限類の不動産プロジェクトと投資総額 5000 万ドル未満のその他の制限類プロジェクトは省級政府が、中国側持分支配・中国側相対持分支配の要求がある奨励類で投資総額 3 億ドル未満のプロジェクトは地方政府が認可するとされていました。

□ 国外投資プロジェクト審査：「敏感な」場合のみ認可

『目録』は、国外投資プロジェクト認可に係る投資総額基準を削除しました。これにより、政府が認可する国外投資プロジェクトは「敏感な国家・地域」や「敏感な業界」に関係する場合のみとなりました。『20 号令』による改定後の『国外投資プロジェクト認可および届出管理弁法』はこれを受けて、国外投資プロジェクトが「敏感な国家・地域」や「敏感な業界」に係る場合は国家発展改革委員会が認可し、このうち 20 億ドル以上のプロジェクトについては国家発展改革委員会の審査意見に基づいて国務院が認可すると規定しています。

国家発展改革委員会は、2014 年 4 月 8 日付で『国外投資プロジェクト認可および届出管理弁法』（国

家发展改革委令 第 9 号) を公布。中国側投資額が 10 億ドル以上、あるいは「敏感な国家・地域」や「敏感な業界」に係わる場合を除き、国外投資プロジェクトをすべて届出管理へと変更していました。

『政府認可の投資プロジェクト目録 (2014 年版)』

12、国外投資

敏感な国家および地域、敏感な業界に係わるプロジェクトは、國務院投資主管部門が認可する。前項規定のほかの中央管理企業が投資するプロジェクトおよび地方企業が 3 億米ドルおよびそれ以上を投資するプロジェクトは、國務院投資主管部門に報告して届出する。

*

『20 号令』の詳細については、4 ページの日本語仮訳および 18 ページの中国語原文をご参照ください。改定後の『外商投資プロジェクト認可および届出管理弁法』と『国外投資プロジェクト認可および届出管理弁法』の日本語仮訳、中国語原文も合わせて掲載しています。外商投資・国外投資プロジェクト審査のその他の規定内容については、以下の『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』をご参照ください。

◆ 『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』 第 329 号

国家发展改革委、外商投資プロジェクト認可で規制緩和 認可範囲を縮小し届出管理に変更へ

<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0334-XF-0105.pdf>

◆ 『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』 第 319 号

国家发展改革委、国外投資プロジェクト管理で新弁法 投資額 10 億ドル未満は原則届出管理に

<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0324-XF-0105.pdf>

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

**国家発展改革委員会
令第 20 号**

国務院発布の『政府認可の投資プロジェクト目録』に基づき、特に『国家発展改革委員会による「国外投資プロジェクト認可および届出管理弁法」および「外商投資プロジェクト認可および届出管理弁法」の関連条項の修正に関する決定』を制定した。ここに公布する。

主任：徐紹史
2014 年 12 月 27 日

**『国外投資プロジェクト認可および届出管理弁法』および
『外商投資プロジェクト認可および届出管理弁法』の関連条項の修正に関する決定**

1、『国外投資プロジェクト認可および届出管理弁法』（国家発展改革委員会第 9 号）に対して修正を行う

第 7 条第 1 項を修正して「敏感な国家および地域、敏感な業界に係わる国外投資プロジェクトは、国家発展改革委が認可する。このうち、中国側投資額 20 億米ドルおよびそれ以上の場合、国家発展改革委が審査意見を提出して国務院に報告し認可する。」とする。

2、『外商投資プロジェクト認可および届出管理弁法』（国家発展改革委員会第 12 号）に対して修正を行う

- (1) 第 1 条における「『政府認可の投資プロジェクト目録（2013 年版）』」を修正して「『政府認可の投資プロジェクト目録』」とする。
- (2) 第 4 条を修正して「外商投資プロジェクトの認可権限、範囲は、国務院が発布する『認可目録』に基づき執行する。

本弁法がいうプロジェクト認可機関とは、『認可目録』において規定するプロジェクト認可権限を有する行政機関を指す。」とする。

(日本語仮訳)

外商投資プロジェクト認可および届出管理弁法

第1章 総則

第1条 外商投資管理体制改革をさらに深化させるため、『中華人民共和国行政許可法』、『外商投資方向指導規定』、『国務院による投資体制改革に関する決定』および『政府認可の投資プロジェクト目録』(以下『認可目録』という)に基づき、特に本弁法を制定する。

第2条 本弁法は、中外合併、中外合作、外商独資、外商投資パートナーシップ、外商による国内企業の合併・買収、外商投資企業の増資および再投資プロジェクト等の各種外商投資プロジェクトに適用する。

第2章 プロジェクトの管理方式

第3条 外商投資プロジェクト管理を認可および届出の2種類の方式に分ける。

第4条 外商投資プロジェクトの認可権限、範囲は、国務院が発布する『認可目録』に基づき執行する。

本弁法がいうプロジェクト認可機関とは、『認可目録』において規定するプロジェクト認可権限を有する行政機関を指す。

第5条 本弁法第4条の範囲以外の外商投資プロジェクトは、地方政府の投資主管部門が届出する。

第6条 外商投資企業の増資プロジェクトの投資総額は新規増加の投資額で、合併・買収プロジェクトの投資総額は取引額で計算する。

第7条 外商投資プロジェクトが国家安全に係わる場合、国家の関連規定に基づき安全審査を行わなければならない。

第3章 プロジェクトの認可

第8条 認可申請予定の外商投資プロジェクトは、国家の関連要求に基づきプロジェクト申請報告を編成しなければならない。プロジェクト申請報告は、以下の内容を含めなければならない。

(1) プロジェクトおよび投資側の状況、

- (2) 資源利用および生態環境影響分析、
- (3) 経済および社会的影響分析。

外国投資家による国内企業の合併・買収のプロジェクト申請報告は、合併・買収側の状況、合併・買収の手配、融資計画および被合併・買収側の状況、合併・買収後の経営方式・範囲および持分構造、所得収入の使用手配等を含めなければならない。

第9条 国家发展改革委員会は、実際の必要に基づき、プロジェクト申請報告の汎用書式、主要業界のプロジェクト申請報告のモデル書式、プロジェクト認可文書のフォーマット書式を編成および配布する。

国家发展改革委員会が認可もしくは審査した後に国務院が認可しなければならないプロジェクトについて、国家发展改革委員会は『サービスの手引き』を制定および配布し、プロジェクト認可の申告資料および必要な付属文書、受理方式、手続フロー、手続期限等の内容を列挙し、プロジェクト申告単位のために指導およびサービスを提供する。

第10条 プロジェクト申請報告は、以下の文書を添付しなければならない。

- (1) 中外投資各当事者の企業登録証明資料および監査を経た最新の企業財務諸表（貸借対照表、損益計算書およびキャッシュフロー計算書を含む）、口座開設銀行が発行した資金信用証明、
- (2) 投資意向書、増資・合併買収プロジェクトの会社董事会決議、
- (3) 都市農村計画行政主管部門が発行した土地選定意見書（割当方式で国有地使用权を提供するプロジェクトのみを指す）、
- (4) 国土資源行政主管部門が発行した用地予備審査意見（用地の新增に係わらず、すでに批准された建設用地範囲内で改造・拡張を行うプロジェクトは、用地予備審査を行わなくてもよい）、
- (5) 環境保護行政主管部門が発行した環境影響評価審査・批准文書、
- (6) 省エネルギー審査主管部門が発行した省エネルギー審査意見、
- (7) 国有資産で出資する場合、関連主管部門が発行した確認文書が必要、
- (8) 法律・法規の規定に基づき提出しなければならないその他の文書。

第11条 認可権限により国家发展改革委員会の認可に属するプロジェクトは、プロジェクト所在地の省級发展改革部門が予備審査意見を提出した後、国家发展改革委員会にプロジェクト申請報告を送付する。計画単列企業集団および中央管理企業は直接、国家发展改革委員会にプロジェクト申請報告を送付し、合わせてプロジェクト所在地の省級发展改革部門の意見を添付することが

できる。

第12条 プロジェクト申告資料が揃っていない、または関連要求に合致していない場合、プロジェクト認可機関は申告資料を受け取った後 5 営業日以内にプロジェクト申告単位に一括で通知して補正させなければならない。

第13条 関連業界主管部門の職能に係わるプロジェクトについて、プロジェクト認可機関は関連業界主管部門に相談して 7 営業日以内に書面の審査意見を発行させなければならない。関連業界主管部門が期限を超えて書面の審査意見をフィードバックしない場合、同意したものとみなす。

第14条 プロジェクト認可機関は、プロジェクト申請報告を受理した日から 4 営業日以内に、評価論証を行う必要のある重点問題に対して資質を有する諮問機関に委託して評価論証を行う。委託を受けた諮問機関は、規定の期間内に評価報告を提出しなければならない。

公共の利益に対して重大な影響をもたらす可能性のあるプロジェクトに対し、プロジェクト認可機関は認可を行うとき、適当な方式を採って公衆の意見を聴取しなければならない。特別に重大なプロジェクトに対しては、専門家評議制度を実行することができる。

第15条 プロジェクト認可機関は、プロジェクト認可申請を受理した日から 20 営業日以内に、プロジェクト申請報告に対する認可を完成させる。20 営業日以内に認可の決定を下すことができない場合、当該部門の責任者が 10 営業日の延長を批准し、合わせて期限延長の理由をプロジェクト申告単位に通知する。

前項規定の認可期限は、諮問評価の委託、専門家の評議に必要な期間を計算に入れない。

第16条 外商投資プロジェクトに対する認可条件は、以下のとおり。

- (1) 国家の関連法律・法規および『外商投資産業指導目録』、『中西部地域外商投資優勢産業目録』の規定に合致していること、
- (2) 発展計画、産業政策および参入基準に合致していること、
- (3) 資源を合理的に開発して効果的に利用すること、
- (4) 国家の安全および生態の安全に影響しないこと、
- (5) 公衆の利益に対して重大で不利な影響を引き起こさないこと、
- (6) 国家の資本項目管理、外債管理の関連規定に合致していること。

第17条 認可を与えるプロジェクトに対し、プロジェクト認可機関は書面の認可文書を発行し、合わせ

て写しを同級の業界管理、都市農村計画、国土資源、環境保護、省エネルギー審査等の関連部門に送付する。認可を与えないプロジェクトに対し、書面で理由を説明し、合わせてプロジェクト申告単位が法に基づき行政再審を申請もしくは行政訴訟を提起する権利を享受することを通知しなければならない。

第4章 プロジェクトの届出

第18条 届出申請予定の外商投資プロジェクトは、プロジェクト申告単位がプロジェクトおよび投資側の基本状況等の情報を提出し、合わせて中外投資各当事者の企業登録証明資料、投資意向書および増資、合併・買収プロジェクトの会社董事会決議等のその他の関連資料を添付しなければならない。

第19条 外商投資プロジェクトの届出は、国家の関連法律・法規、発展計画、産業政策および参入基準に合致し、『外商投資産業指導目録』、『中西部地域外商投資優勢産業目録』に合致していなければならない。

第20条 届出を受け付けない外商投資プロジェクトに対し、地方投資主管部門は7営業日以内に書面の意見を発行して理由を説明しなければならない。

第5章 プロジェクトの変更

第21条 認可もしくは届出を経たプロジェクトに以下のいずれかの状況が発生した場合、もとの批准機関に変更を申請しなければならない。

- (1) プロジェクト地点に変化が発生した場合、
- (2) 投資側もしくは持分に変化が発生した場合、
- (3) プロジェクトの主要建設内容に変化が発生した場合、
- (4) 関連法律・法規および産業政策が変更の必要を規定しているその他の状況。

第22条 認可および届出変更の手続は、本弁法の前述の関連規定を参照して執行する。

第23条 認可を経たプロジェクトが変更後に届出管理の範囲に属する場合、届出手順に基づき手続を行わなければならない。届出を受け付けたプロジェクトが変更後に認可管理の範囲に属する場合、認可手順に基づき手続を行わなければならない。

第6章 監督管理

- 第24条** 認可もしくは届出文書は、文書の有効期限を規定しなければならない。有効期限内に起工・建設しない場合、プロジェクト申告単位は有効期限満了前 30 営業日以内にもとの認可および届出機関に延期申請を提出しなければならない。有効期限内に起工・建設せず、かつ延期申請を提出しない場合、もとの認可文書は期限満了後、自動的に失効する。
- 第25条** 規定の権限および手続に基づき認可もしくは届出していないプロジェクトに対し、関連部門は関連手続を行ってはならず、金融機関は信用貸付の支持を提供してはならない。
- 第26条** 各級のプロジェクト認可および届出機関は、認可および届出の職責を適切に履行し、監督、管理およびサービスを改善し、行政効率を向上させ、合わせて関連規定に基づきプロジェクト認可および届出の情報公開業務を適切に遂行しなければならない。
- 第27条** 各級の発展改革部門は、同級の業界管理、都市農村計画、国土資源、環境保護、金融監督管理、安全生産監督管理等の部門とともに、プロジェクト申告単位のプロジェクト執行状況および外商投資プロジェクトの認可もしくは届出状況に対して査察および監督検査を行い、情報システムの完善化を加速し、発展計画、産業政策、参入基準、信用記録等の情報の横断的な交換制度を構築し、違法・規定違反行為を厳しく調査処分して不良信用記録に組み入れ、行政審査・批准および市場監督管理の情報共有を実現しなければならない。
- 第28条** 国家発展改革委員会は、地方発展改革部門と連合して外商投資プロジェクト管理電子情報システムを構築・完善化し、外商投資プロジェクトの検索可能、監督可能を実現し、事中・事後の監督管理水準を引き上げる。
- 第29条** 省級発展改革部門は、毎月 10 日までに前月の当該省のプロジェクト認可および届出の関連情報を取りまとめて整理し、プロジェクト名称、認可および届出文書番号、プロジェクト所在地、中外投資当事者、建設内容、資金の出所（投資総額、資本金等を含む）等を含め、国家発展改革委員会に報告しなければならない。

第 7 章 法律責任

- 第30条** プロジェクト認可および届出機関ならびにその業務人員が本弁法の関連規定に違反した場合、その上級行政機関もしくは監察機関が是正を命じる。情状が深刻な場合、直接責任を負う主管人員およびその他の直接責任人員に対して法に基づき行政処分を下す。
- 第31条** プロジェクト認可および届出機関の業務人員が、プロジェクト認可および届出過程において職

権を乱用して私利を貪り、犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。なお犯罪を構成しない場合、法に基づき行政処分を下す。

第32条 諮問評価機関およびその人員、専門家評議に参画する専門家が、プロジェクト申請報告を編成、プロジェクト認可機関の委託を受けて評価を展開もしくは専門家評議に参画する過程において、国家の法律・法規および本弁法の規定を遵守しなかった場合、法に基づき相応の責任を追及する。

第33条 プロジェクト申告単位がプロジェクトの分割もしくは虚偽資料の提供等の不正な手段で認可もしくは届出を申請した場合、プロジェクト認可および届出機関は受理を行わない、または認可および届出を行わない。すでにプロジェクト認可もしくは届出文書を取得した場合、プロジェクト認可および届出機関は法に基づき当該プロジェクトの認可もしくは届出文書を取り消さなければならない。すでに起工・建設している場合、法に基づきそれに建設停止を命令する。相応のプロジェクト認可および届出機関ならびに関連部門は、それを不良信用記録に組み入れ、合わせて法に基づき関連責任者の法律責任を追及しなければならない。

第8章 附則

第34条 プロジェクト認可の職能を有する国务院業界管理部門および省級政府関連部門は、国家の関連法律・法規および本弁法の規定に基づき、外商投資プロジェクト認可の具体的な実施弁法および相応の『サービスの手引き』を制定することができる。

第35条 香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾地区の投資家が祖国大陸で実施する投資プロジェクトは、本弁法を参照して執行する。

外国投資家が人民元で国内に投資するプロジェクトは、本弁法に基づき執行する。

第36条 法律、法規および国家に外商投資プロジェクト管理に対して専門規定がある場合、関連規定に基づき執行する。

第37条 本弁法は、国家発展改革委員会が解釈に責任を負う。

第38条 本弁法は、2014年6月17日より施行する。国家発展改革委員会が2004年10月9日に発布した『外商投資プロジェクト認可暫定施行管理弁法』（国家発展改革委員会第22号）は同時に廃止する。

(日本語仮訳)

国外投資プロジェクト認可および届出管理弁法

第1章 総則

- 第1条** 国外投資を促進および規範化し、国外投資管理の職能転換を加速するため、『中華人民共和国内政許可法』、『国務院による投資体制改革に関する決定』、『国務院による確かに保留する必要がある行政審査・批准プロジェクトに対する行政許可設定の決定』に基づき、特に本弁法を制定する。
- 第2条** 本弁法は、中華人民共和国国内の各種法人（以下「投資主体」という）が新設、合併・買収、株式参加、増資および資本注入等の方式で行う国外投資プロジェクト、ならびに投資主体が融資もしくは担保を提供する等の方式でその国外企業もしくは機構を通じて実施する国外投資プロジェクトに適用する。
- 第3条** 本弁法がいう国外投資プロジェクトとは、投資主体が通貨、有価証券、実物、知的財産権もしくは技術、持分、債権等の資産および権益の投入もしくは担保の提供を通じて、国外の所有権、経営管理権およびその他の関連権益を獲得する活動を指す。
- 第4条** 本弁法がいう中国側投資額とは、投資主体が国外投資プロジェクトのために投入する通貨、有価証券、実物、知的財産権もしくは技術、持分、債権等の資産および権益または提供する担保の総額を指す。
- 第5条** 国家は、異なる状況に基づき国外投資プロジェクトに対しそれぞれ認可および届出管理を実行する。
- 第6条** 国家発展改革委員会（以下「国家発展改革委」という）は、関連部門とともに企業の国外投資に対するマクロ指導、投資方向誘導および総合サービスを強化し、合わせて二国間投資協力および対話メカニズムを通じて、投資主体が実施する国外投資プロジェクトのために有利な外部環境を積極的に創造する。

第2章 認可および届出の機関および権限

- 第7条** 敏感な国家および地域、敏感な業界に係わる国外投資プロジェクトは、国家発展改革委が認可する。このうち、中国側投資額 20 億米ドルおよびそれ以上の場合、国家発展改革委が審査意見を提出して国務院に報告し認可する。

本弁法がいう敏感な国家および地域には、国交を結んでいない、および国際制裁を受けている国家、戦争・内乱等が発生している国家および地域を含む。

本弁法がいう敏感な業界には、基礎電信運営、クロスボーダーの水資源開発利用、大規模土地開発、送電線・電力網、新聞・メディア等の業界を含む。

第8条 本弁法第7条が規定する以外の国外投資プロジェクトは、届出管理を実行する。このうち、中央管理企業が実施する国外投資プロジェクト、地方企業が実施する中国側投資額3億米ドルおよびそれ以上の国外投資プロジェクトは、国家発展改革委が届出する。地方企業が実施する中国側投資額3億米ドル以下の国外投資プロジェクトは、各省、自治区、直轄市および計画単列市ならびに新疆生産建設兵団等の省級政府の投資主管部門が届出する。

第9条 国外投資プロジェクトの前期業務の周期が長く、必要となる前期費用（履行保証金、保証手続費、仲介サービス費、資源探査費等を含む）の規模が比較的大きい場合、現行の外貨管理規定の必要に基づき、投資主体は本弁法第7、8条の規定を参照してプロジェクト前記費用に対して認可もしくは届出を申請することができる。認可もしくは届出を経たプロジェクト前記費用は、プロジェクトの中国側投資額に計上する。

第10条 中国側投資額3億米ドル以上の国外買収もしくは入札プロジェクトは、投資主体が実質的な業務を対外展開する前に、国家発展改革委にプロジェクト情報報告を送付しなければならない。国家発展改革委は、プロジェクト情報報告を受け取った後、国家の国外投資政策に合致するプロジェクトに対し、7営業日以内に確認書簡を発行する。プロジェクト情報報告のフォーマット文書は、国家発展改革委が発布する。

本弁法がいう国外買収プロジェクトとは、投資主体が協議、要約等の方式で国外企業の全部もしくは一部の持分、資産もしくはその他の権益を買収するプロジェクトを指す。国外入札プロジェクトとは、投資主体が国外の公開もしくは非公開の競争性入札に参加する等の方式で国外企業の全部もしくは一部の持分、資産もしくはその他の権益を獲得するプロジェクトを指す。

本弁法がいう実質的な業務の対外展開とは、国外買収プロジェクトにおいては対外的な拘束性協議の締結、拘束性オファーの提出および相手側国家もしくは地域政府の審査部門への申請提出を指し、国外入札プロジェクトにおいては対外的な正式の応札を指す。

第3章 認可および届出の手順および条件

第11条 国家发展改革委が認可もしくは国家发展改革委が審査意見を提出して国务院に報告し認可する国外投資プロジェクトについて、地方企業は所在地の省級政府发展改革部門にプロジェクト申請報告を直接提出し、省級政府发展改革部門が審査意見を提出した後、国家发展改革委に送付する。中央管理企業は、集团公司もしくは総公司在国家发展改革委にプロジェクト申請報告を送付する。

第12条 国家发展改革委に送付するプロジェクト申請報告は、主にプロジェクト名称、投資主体の状況、プロジェクトの必要性分析、背景および投資環境の状況、プロジェクト実施内容、投融資計画、リスク分析等の内容を含む。プロジェクト申請報告のモデル大綱は、国家发展改革委が発布する。

プロジェクト申請報告には、以下の付属文書を添付しなければならない。

- (1) 会社董事会の決議もしくは関連の出資決議。
- (2) 投資主体および外国側の資産、経営および信用状況の文書。
- (3) 銀行が発行する融資意向書。
- (4) 有価証券、実物、知的財産権もしくは技術、持分、債権等の資産権益で出資する場合、資産権益の評価価値もしくは公正価値により出資額を確定し、合わせて相応の資質を有する会計士事務所、資産評価機構等の仲介機構が発行する監査報告、資産評価報告および権限を有する機構の確認書簡、もしくはその他の関連資産権益の価値を証明できる第三者の文書を提出しなければならない。
- (5) 入札、合併・買収もしくは合併・合作プロジェクトは、中国側が署名した意向書もしくは枠組み協議等の文書を提出しなければならない。

第13条 プロジェクト申請報告および付属文書が揃っていない、もしくは内容が規定の要求に合致していない場合、国家发展改革委は5営業日以内に申告単位に一括で通知して補正を行わせる。

第14条 敏感な国家および地域、敏感な業界に係わる国外投資プロジェクトについて、国家发展改革委はプロジェクト申請報告を受理した日から3営業日以内に関連部門の意見を聴取し、関連部門は意見聴取書を受け取った日から7営業日以内に書面意見を発行しなければならない。

第15条 国家发展改革委は、プロジェクト申請報告を受理した後、確かに必要がある場合、5営業日以内に資質を有する諮問機構に委託して評価を行わなければならない。委託を受けた諮問機構は、規定に期限内に評価報告を提出し、合わせて評価の結論に対して責任を引き受けなければならない。評価期限は、原則として40営業日を超えない。

評価費用は、国家発展改革委が引き受け、諮問機構およびその業務人員は申告単位もしくは投資主体からいかなる費用も収得してはならない。

第16条 国家発展改革委は、プロジェクト申請報告を受理した日から、認可条件に合致する国外投資プロジェクトに対して 20 営業日以内に認可を完成させる、または審査意見を提出して国务院に報告し認可する。20 営業日以内に認可の決定を下すこと、もしくは審査意見を提出することができない場合、国家発展改革委の責任者が 10 営業日の延長を批准し、合わせて期限延長の理由を申告単位に通知する。

前項規定の認可期限は、諮問機構に委託して評価する期間を含めない。

第17条 国家発展改革委は、認可したプロジェクトに対して申告単位に書面の認可文書を発行する。認可しないプロジェクトに対して、書面決定の方式で申告単位に通知して理由を説明し、投資主体は法に基づき行政再審を申請もしくは行政訴訟を提起する権利を享受する。

第18条 国家発展改革委によるプロジェクト認可の条件は、以下のとおり。

- (1) 国家の法律・法規および産業政策、国外投資政策に合致していること、
- (2) 相互利益、共同発展の原則に合致し、国家の主権、安全および公共利益に危害を与えず、わが国が締結もしくは参加している国際条約に違反しないこと、
- (3) 国家の資本項目管理関連規定に合致していること、
- (4) 投資主体が相応の投資実力を備えていること、

第19条 国家発展改革委による届出のプロジェクトに属する場合、地方企業は国外投資プロジェクト届出申請表に記入して関連付属文書を添付し、所在地の省級政府の発展改革部門に直接提出し、省級政府の発展改革部門が国家発展改革委に送付する。中央管理企業は、集团公司もしくは総会社が国家発展改革委に届出申請表および関連付属文書を送付する。

国外投資プロジェクト届出申請表のフォーマット文書および付属文書は、国家発展改革委が発布する。

第20条 届出申請表および付属文書が揃っていない、もしくは内容が規定の要求に合致していない場合、国家発展改革委は 5 営業日以内に申告単位に一括で通知して補正を行わせる。

第21条 国家発展改革委は、届出申請表を受理した日から 7 営業日以内に、届出条件に合致する国外投資プロジェクトに対して届出通知書を発行する。届出を行わない国外投資プロジェクトに対し、

国家発展改革委は書面決定の方式で申告単位に通知して理由を説明し、投資主体は法に基づき行政再審を申請もしくは行政訴訟を提起する権利を享受する。

第22条 国家発展改革委は、届出を申請したプロジェクトに対し、主に届出管理の範囲に属しているか否か、関連法律・法規、産業政策および国外投資政策に合致しているか否か、国家の資本項目管理関連規定に合致しているか否か、国家の主権、安全、公共利益に危害を与えるか否か、ならびに投資主体が相応の投資実力を備えているか否か等から審査する。

第23条 すでに認可もしくは届出した国外投資プロジェクトに、以下のいずれかの状況が発生した場合、本弁法第 7、8 条の規定に基づき国家発展改革委に変更を申請しなければならない。

- (1) プロジェクトの規模および主要内容に変化が発生した場合、
- (2) 投資主体もしくは持分構造に変化が発生した場合、
- (3) 中国側投資額がもとの認可もしくは届出から 20% およびそれ以上超える場合。

第 4 章 認可および届出文書の効力

第24条 投資主体は、認可文書もしくは届出通知書により、法に基づき外貨、税関、出入国管理および税收等の関連手続を行う。規定の権限および手順により認可もしくは届出していないプロジェクトに対し、関連部門は関連手続を行ってはならず、金融機関は貸付を実行してはならない。

第25条 投資主体が国家発展改革委の認可もしくは届出を必要とする国外投資プロジェクトを実施する場合、最終的な法的拘束効力を有する文書に對外署名する前に、国家発展改革委が発行する認可文書もしくは届出通知書を取得しなければならない。または、締結する文書において発効条件を法に基づき国家発展改革委が発行する認可文書もしくは届出通知書の取得とすることを明確化することができる。

第26条 認可文書および届出通知書は、有効期限を規定しなければならず、このうち建設類プロジェクトの認可文書および届出通知書の有効期限を 2 年、その他のプロジェクトの認可文書および届出通知書の有効期限を 1 年とする。

有効期限内に投資主体が本弁法第 24 条の記述する関連手続を完成できない場合、有効期限満了前 30 日以内に有効期限の延長を申請しなければならない。

第 5 章 法律責任

第27条 国家発展改革委の業務人員に以下のいずれかの行為があった場合、それに期限付きの是正を命令し、合わせて『行政機関公務員処分条例』等の関連規定に基づき関連責任者の行政責任を追及する。犯罪を構成した場合、司法機関が法に基づき刑事責任を追及する。

- (1) 職権を乱用し、職務を怠慢し、私情で利益を貪り、賄賂を要求・受取した場合、
- (2) 本弁法が規定する手順および条件に違反してプロジェクト認可、届出を行った場合、
- (3) 本弁法の規定に違反するその他の行為。

第28条 投資主体は、国外投資プロジェクト申請報告もしくはプロジェクト届出申請表および付属文書の真実性、合法性に対して責任を負わなければならない。投資主体が国外投資プロジェクト申告過程において法律・法規に違反、関連状況を隠匿もしくは虚偽資料を提供した場合、国家発展改革委は受理を行わず、もしくは認可、届出を行わない。すでに認可文書もしくは届出通知書を取得した場合、国家発展改革委は認可文書もしくは届出通知書を取り消し、合わせて警告を行う。

第29条 本弁法の規定に基づき投資主体が認可もしくは届出手続を申請すべきであるが法に基づき認可文書もしくは届出通知書を取得せずに勝手に実施したプロジェクト、ならびに認可文書もしくは届出通知書の内容に基づき実施しなかったプロジェクトに対し、一旦発見した場合、国家発展改革委は関連部門とともにそれにプロジェクト実施の停止を命令し、合わせて関連部門に提案もしくは引渡して法に基づき関連責任者の法律および行政責任を追及する。

本弁法第10条の規定に基づき投資主体がプロジェクト情報報告を送付すべきであるが情報報告の確認書簡を獲得せずに実質的な業務を対外展開した場合、国家発展改革委は通報・批判を行い、それに是正を命令する。性質が深刻で、国家利益に深刻な損害をもたらした場合、国家発展改革委は関連部門とともに法に基づき処罰を行い、合わせて関連部門に提案もしくは引渡して法に基づき関連責任者の法律および行政責任を追及する。

第6章 附則

第30条 各省級政府の投資主管部門は、当地企業の国外投資に対する誘導およびサービスを強化し、合わせて本弁法の規定を参照して相応の届出管理弁法を制定しなければならない。国家発展改革委は、省級政府の投資主管部門の国外投資プロジェクト届出業務に対して指導および監督を行い、合わせて発見した問題に対して遅滞なく是正を行う。

第31条 投資主体の国外投資における株式参加もしくは持分投資基金の設立は、本弁法を適用する。

自然人およびその他の組織が国外で実施する投資プロジェクトは、本弁法の規定を参照して別途、具体的な管理弁法を制定する。

第32条 投資主体が香港特別行政区、マカオ特別行政区で実施する投資プロジェクトは、本弁法を参照して執行する。

投資主体が台湾地区で実施する投資プロジェクトは、本弁法の規定を参照して別途、具体的な管理弁法を制定する。

第33条 本弁法は、国家発展改革委が解釈に責任を負う。

第34条 本弁法は、2014年5月8日より施行する。国家発展改革委が2004年10月に公布した『国外投資プロジェクト暫定管理弁法』（第21号令）は同時に廃止する。

(中国語原文)

**国家发展和改革委员会
令第 20 号**

根据国务院发布的《政府核准的投资项目目录》，特制定《国家发展改革委关于修改〈境外投资项目核准和备案管理办法〉和〈外商投资项目核准和备案管理办法〉有关条款的决定》，现予公布。

主任：徐绍史
2014 年 12 月 27 日

**关于修改《境外投资项目核准和备案管理办法》和
《外商投资项目核准和备案管理办法》有关条款的决定**

一、对《境外投资项目核准和备案管理办法》（国家发展和改革委员会令第 9 号）作出修改

将第七条第一款修改为“涉及敏感国家和地区、敏感行业的境外投资项目，由国家发展改革委核准。其中，中方投资额 20 亿美元及以上的，由国家发展改革委提出审核意见报国务院核准”。

二、对《外商投资项目核准和备案管理办法》（国家发展和改革委员会令第 12 号）作出修改

- （一）** 将第一条中的“《政府核准的投资项目目录（2013 年本）》”修改为“《政府核准的投资项目目录》”。
- （二）** 将第四条修改为“外商投资项目核准权限、范围按照国务院发布的《核准目录》执行。本办法所称项目核准机关，是指《核准目录》中规定的具有项目核准权限的行政机关”。

(中国語原文)

外商投资项目核准和备案管理办法

第一章 总则

第一条 为进一步深化外商投资管理体制改革,根据《中华人民共和国行政许可法》、《指导外商投资方向规定》、《国务院关于投资体制改革的决定》及《政府核准的投资项目目录》(以下简称《核准目录》),特制定本办法。

第二条 本办法适用于中外合资、中外合作、外商独资、外商投资合伙、外商并购境内企业、外商投资企业增资及再投资项目等各类外商投资项目。

第二章 项目管理方式

第三条 外商投资项目管理分为核准和备案两种方式。

第四条 外商投资项目核准权限、范围按照国务院发布的《核准目录》执行。

本办法所称项目核准机关,是指《核准目录》中规定的具有项目核准权限的行政机关。

第五条 本办法第四条范围以外的外商投资项目由地方政府投资主管部门备案。

第六条 外商投资企业增资项目总投资以新增投资额计算,并购项目总投资以交易额计算。

第七条 外商投资涉及国家安全的,应当按照国家有关规定进行安全审查。

第三章 项目核准

第八条 拟申请核准的外商投资项目应按国家有关要求编制项目申请报告。项目申请报告应包括以下内容:

- (一) 项目及投资方情况;
- (二) 资源利用和生态环境影响分析;
- (三) 经济和社会影响分析。

外国投资者并购境内企业项目申请报告应包括并购方情况、并购安排、融资方案和被并购方

情况、被并购后经营方式、范围和股权结构、所得收入的使用安排等。

第九条 国家发展和改革委员会根据实际需要，编制并颁布项目申请报告通用文本、主要行业的项目申请报告示范文本、项目核准文件格式文本。

对于应当由国家发展和改革委员会核准或者审核后报国务院核准的项目，国家发展和改革委员会制定并颁布《服务指南》，列明项目核准的申报材料 and 所需附件、受理方式、办理流程、办理时限等内容，为项目申报单位提供指导和服务。

第十条 项目申请报告应附以下文件：

- (一) 中外投资各方的企业注册证明材料及经审计的最新企业财务报表（包括资产负债表、利润表和现金流量表）、开户银行出具的资金信用证明；
- (二) 投资意向书，增资、并购项目的公司董事会决议；
- (三) 城乡规划行政主管部门出具的选址意见书（仅指以划拨方式提供国有土地使用权的项目）；
- (四) 国土资源行政主管部门出具的用地预审意见（不涉及新增用地，在已批准的建设用地范围内进行改扩建的项目，可以不进行用地预审）；
- (五) 环境保护行政主管部门出具的环境影响评价审批文件；
- (六) 节能审查机关出具的节能审查意见；
- (七) 以国有资产出资的，需由有关主管部门出具的确认文件；
- (八) 根据有关法律法规的规定应当提交的其他文件。

第十一条 按核准权限属于国家发展和改革委员会核准的项目，由项目所在地省级发展改革部门提出初审意见后，向国家发展和改革委员会报送项目申请报告；计划单列企业集团和中央管理企业可直接向国家发展和改革委员会报送项目申请报告，并附项目所在地省级发展改革部门的意见。

第十二条 项目申报材料不齐全或者不符合有关要求的，项目核准机关应当在收到申报材料后 5 个工作日内一次告知项目申报单位补正。

第十三条 对于涉及有关行业主管部门职能的项目，项目核准机关应当商请有关行业主管部门在 7 个工作日内出具书面审查意见。有关行业主管部门逾期没有反馈书面审查意见的，视为同意。

第十四条 项目核准机关在受理项目申请报告之日起 4 个工作日内，对需要进行评估论证的重点问题委托有资质的咨询机构进行评估论证，接受委托的咨询机构应在规定的时间内提出评估报告。

对于可能会对公共利益造成重大影响的项目，项目核准机关在进行核准时应采取适当方式征求公众意见。对于特别重大的项目，可以实行专家评议制度。

第十五条 项目核准机关自受理项目核准申请之日起 20 个工作日内，完成对项目申请报告的核准。如 20 个工作日内不能做出核准决定的，由本部门负责人批准延长 10 个工作日，并将延长期限的理由告知项目申报单位。

前款规定的核准期限，委托咨询评估和进行专家评议所需的时间不计算在内。

第十六条 对外商投资项目的核准条件是：

- (一) 符合国家有关法律法规和《外商投资产业指导目录》、《中西部地区外商投资优势产业目录》的规定；
- (二) 符合发展规划、产业政策及准入标准；
- (三) 合理开发并有效利用了资源；
- (四) 不影响国家安全和生态安全；
- (五) 对公共利益不产生重大不利影响；
- (六) 符合国家资本项目管理、外债管理的有关规定。

第十七条 对予以核准的项目，项目核准机关出具书面核准文件，并抄送同级行业管理、城乡规划、国土资源、环境保护、节能审查等相关部门；对不予核准的项目，应以书面说明理由，并告知项目申报单位享有依法申请行政复议或者提起行政诉讼的权利。

第四章 项目备案

第十八条 拟申请备案的外商投资项目需由项目申报单位提交项目 and 投资方基本情况等信息，并附中外投资各方的企业注册证明材料、投资意向书及增资、并购项目的公司董事会决议等其他相关材料；

第十九条 外商投资项目备案需符合国家有关法律法规、发展规划、产业政策及准入标准，符合《外商投资产业指导目录》、《中西部地区外商投资优势产业目录》。

第二十条 对不予备案的外商投资项目，地方投资主管部门应在 7 个工作日内出具书面意见并说明理由。

第五章 项目变更

第二十一条 经核准或备案的项目如出现下列情形之一的，需向原批准机关申请变更：

- (一) 项目地点发生变化；
- (二) 投资方或股权发生变化；
- (三) 项目主要建设内容发生变化；
- (四) 有关法律法规和产业政策规定需要变更的其他情况。

第二十二条 变更核准和备案的程序比照本办法前述有关规定执行。

第二十三条 经核准的项目若变更后属于备案管理范围的，应按备案程序办理；予以备案的项目若变更后属于核准管理范围的，应按核准程序办理。

第六章 监督管理

第二十四条 核准或备案文件应规定文件的有效期。在有效期内未开工建设的，项目申报单位应当在有效期届满前 30 个工作日向原核准和备案机关提出延期申请。在有效期内未开工建设且未提出延期申请的，原核准文件期满后自动失效。

第二十五条 对于未按规定权限和程序核准或者备案的项目，有关部门不得办理相关手续，金融机构不得提供信贷支持。

第二十六条 各级项目核准和备案机关要切实履行核准和备案职责，改进监督、管理和服务，提高行政效率，并按照规定做好项目核准及备案的信息公开工作。

第二十七条 各级发展改革部门应当会同同级行业管理、城乡规划、国土资源、环境保护、金融监管、安全生产监管等部门，对项目申报单位执行项目情况和外商投资项目核准或备案情况进行稽察和监督检查，加快完善信息系统，建立发展规划、产业政策、准入标准、诚信记录等信息的横向互通制度，严肃查处违法违规行为并纳入不良信用记录，实现行政审批和市场监管的信息共享。

第二十八条 国家发展和改革委员会要联合地方发展改革部门建立完善外商投资项目管理电子信息系统，实现外商投资项目可查询、可监督，提升事中事后监管水平。

第二十九条 省级发展改革部门每月 10 日前汇总整理上月本省项目核准及备案相关情况，包括项目名称、核准及备案文号、项目所在地、中外投资方、建设内容、资金来源（包括总投资、资本金等）

等，报送国家发展和改革委员会。

第七章 法律责任

第三十条 项目核准和备案机关及其工作人员违反本办法有关规定的，由其上级行政机关或者监察机关责令改正；情节严重的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予行政处分。

第三十一条 项目核准和备案机关工作人员，在项目核准和备案过程中滥用职权谋取私利，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，依法给予行政处分。

第三十二条 咨询评估机构及其人员、参与专家评议的专家，在编制项目申请报告、受项目核准机关委托开展评估或者参与专家评议过程中，不遵守国家法律法规和本办法规定的，依法追究相应责任。

第三十三条 项目申报单位以拆分项目或提供虚假材料等不正当手段申请核准或备案的，项目核准和备案机关不予受理或者不予核准及备案。已经取得项目核准或备案文件的，项目核准和备案机关应依法撤销该项目的核准或备案文件。已经开工建设的，依法责令其停止建设。相应的项目核准和备案机关及有关部门应当将其纳入不良信用记录，并依法追究有关责任人的法律责任。

第八章 附则

第三十四条 具有项目核准职能的国务院行业管理部门和省级政府有关部门可以按照国家有关法律法规和本办法的规定，制定外商投资项目核准具体实施办法和相应的《服务指南》。

第三十五条 香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区的投资者在祖国大陆举办的投资项目，参照本办法执行。

外国投资者以人民币在境内投资的项目，按照本办法执行。

第三十六条 法律、行政法规和国家对外商投资项目管理有专门规定的，按照有关规定执行。

第三十七条 本办法由国家发展和改革委员会负责解释。

第三十八条 本办法自 2014 年 6 月 17 日起施行。国家发展和改革委员会 2004 年 10 月 9 日发布的《外商投资项目核准暂行管理办法》（国家发展和改革委员会令第 22 号）同时废止。

(中国語原文)

境外投资项目核准和备案管理办法

第一章 总则

- 第一条** 为促进和规范境外投资，加快境外投资管理职能转变，根据《中华人民共和国行政许可法》、《国务院关于投资体制改革的决定》和《国务院对确需保留的行政审批项目设定行政许可的决定》，特制定本办法。
- 第二条** 本办法适用于中华人民共和国境内各类法人（以下简称“投资主体”）以新建、并购、参股、增资和注资等方式进行的境外投资项目，以及投资主体以提供融资或担保等方式通过其境外企业或机构实施的境外投资项目。
- 第三条** 本办法所称境外投资项目是指投资主体通过投入货币、有价证券、实物、知识产权或技术、股权、债权等资产和权益或提供担保，获得境外所有权、经营管理权及其他相关权益的活动。
- 第四条** 本办法所称中方投资额是指投资主体为境外投资项目投入的货币、有价证券、实物、知识产权或技术、股权、债权等资产和权益或提供担保的总额。
- 第五条** 国家根据不同情况对境外投资项目分别实行核准和备案管理。
- 第六条** 国家发展和改革委员会（以下简称“国家发展改革委”）会同有关部门加强对企业境外投资的宏观指导、投向引导和综合服务，并通过多双边投资合作和对话机制，为投资主体实施境外投资项目积极创造有利的外部环境。

第二章 核准和备案机关及权限

- 第七条** 涉及敏感国家和地区、敏感行业的境外投资项目，由国家发展改革委核准。其中，中方投资额 20 亿美元及以上的，由国家发展改革委提出审核意见报国务院核准。

本办法所称敏感国家和地区包括：未建交和受国际制裁的国家，发生战争、内乱等国家和地区。

本办法所称敏感行业包括：基础电信运营，跨境水资源开发利用，大规模土地开发，输电干线、电网，新闻传媒等行业。

第八条 本办法第七条规定之外的境外投资项目实行备案管理。其中，中央管理企业实施的境外投资项目、地方企业实施的中方投资额 3 亿美元及以上境外投资项目，由国家发展改革委备案；地方企业实施的中方投资额 3 亿美元以下境外投资项目，由各省、自治区、直辖市及计划单列市和新疆生产建设兵团等省级政府投资主管部门备案。

第九条 对于境外投资项目前期工作周期长、所需前期费用（包括履约保证金、保函手续费、中介服务费、资源勘探费等）规模较大的，根据现行外汇管理规定的需要，投资主体可参照本办法第七、八条规定对项目前期费用申请核准或备案。经核准或备案的项目前期费用计入项目中方投资额。

第十条 中方投资额 3 亿美元及以上的境外收购或竞标项目，投资主体在对外开展实质性工作之前，应向国家发展改革委报送项目信息报告。国家发展改革委收到项目信息报告后，对符合国家境外投资政策的项目，在 7 个工作日内出具确认函。项目信息报告格式文本由国家发展改革委发布。

本办法所称境外收购项目，是指投资主体以协议、要约等方式收购境外企业全部或者部分股权、资产或其它权益的项目。境外竞标项目，是指投资主体参与境外公开或不公开的竞争性投标等方式获得境外企业全部或者部分股权、资产或其它权益的项目。

本办法所称对外开展实质性工作，境外收购项目是指对外签署约束性协议、提出约束性报价及向对方国家或地区政府审查部门提出申请，境外竞标项目是指对外正式投标。

第三章 核准和备案程序及条件

第十一条 由国家发展改革委核准或由国家发展改革委提出审核意见报国务院核准的境外投资项目，地方企业直接向所在地的省级政府发展改革部门提交项目申请报告，由省级政府发展改革部门提出审核意见后报送国家发展改革委；中央管理企业由集团公司或总公司向国家发展改革委报送项目申请报告。

第十二条 向国家发展改革委报送的项目申请报告主要包括项目名称、投资主体情况、项目必要性分析、背景及投资环境情况、项目实施内容、投融资方案、风险分析等内容。项目申请报告示范大纲由国家发展改革委发布。

项目申请报告应附以下附件：

（一）公司董事会决议或相关的出资决议；

- (二) 投资主体及外方资产、经营和资信情况的文件；
- (三) 银行出具的融资意向书；
- (四) 以有价证券、实物、知识产权或技术、股权、债权等资产权益出资的，按资产权益的评估价值或公允价值核定出资额，并应提交具备相应资质的会计师事务所、资产评估机构等中介机构出具的审计报告、资产评估报告及有权机构的确认函，或其他可证明有关资产权益价值的第三方文件；
- (五) 投标、并购或合资合作项目，应提交中外方签署的意向书或框架协议等文件。

第十三条 对于项目申报报告及附件不齐全或内容不符合规定要求的，国家发展改革委在 5 个工作日内一次性告知申报单位予以补正。

第十四条 涉及敏感国家和地区、敏感行业的境外投资项目，国家发展改革委在受理项目申报报告之日起 3 个工作日内征求有关部门意见，有关部门应当自收到征求意见函之日起 7 个工作日内出具书面意见。

第十五条 国家发展改革委在受理项目申报报告后，若确有必要，应在 5 个工作日内委托有资质的咨询机构进行评估。接受委托的咨询机构在规定时限内提出评估报告，并对评估结论承担责任。评估时限原则上不超过 40 个工作日。

评估费用由国家发展改革委承担，咨询机构及其工作人员不得收取申报单位或投资主体的任何费用。

第十六条 国家发展改革委自受理项目申报报告之日起，对于符合核准条件的境外投资项目在 20 个工作日内完成核准，或提出审核意见报国务院核准。如 20 个工作日不能做出核准决定或提出审核意见的，由国家发展改革委负责人批准延长 10 个工作日，并将延长期限的理由告知申报单位。

前款规定的核准期限，不包括委托咨询机构评估的时间。

第十七条 国家发展改革委对核准的项目将向申报单位出具书面核准文件；对不予核准的项目，将以书面决定的方式通知申报单位并说明理由，投资主体享有依法申请行政复议或者提起行政诉讼的权利。

第十八条 国家发展改革委核准项目的条件为：

- (一) 符合国家法律法规和产业政策、境外投资政策；

- (二) 符合互利共赢、共同发展的原则，不危害国家主权、安全和公共利益，不违反我国缔结或参加的国际条约；
- (三) 符合国家资本项目管理相关规定；
- (四) 投资主体具备相应的投资实力。

第十九条 属于国家发展改革委备案的项目，地方企业应填报境外投资项目备案申请表并附有关附件，直接提交所在地的省级政府发展改革部门，由省级政府发展改革部门报送国家发展改革委；中央管理企业由集团公司或总公司向国家发展改革委报送备案申请表及有关附件。

境外投资项目备案申请表格文本及附件要求由国家发展改革委发布。

第二十条 对于备案申请表及附件不齐全或内容不符合规定要求的，国家发展改革委在 5 个工作日内一次性告知申报单位予以补正。

第二十一条 国家发展改革委在受理备案申请表之日起 7 个工作日内，对符合备案条件的境外投资项目出具备案通知书。对不予备案的境外投资项目，国家发展改革委将以书面决定的方式通知申报单位并说明理由，投资主体享有依法申请行政复议或者提起行政诉讼的权利。

第二十二条 国家发展改革委对申请备案的境外投资项目，主要从是否属于备案管理范围，是否符合相关法律法规、产业政策和境外投资政策，是否符合国家资本项目管理相关规定，是否危害国家主权、安全、公共利益，以及投资主体是否具备相应投资实力等进行审核。

第二十三条 对于已经核准或备案的境外投资项目，如出现下列情况之一的，应按照本办法第七、八条规定向国家发展改革委申请变更：

- (一) 项目规模和主要内容发生变化；
- (二) 投资主体或股权结构发生变化；
- (三) 中方投资额超过原核准或备案的 20% 及以上。

第四章 核准和备案文件效力

第二十四条 投资主体凭核准文件或备案通知书，依法办理外汇、海关、出入境管理和税收等相关手续。对于未按规定权限和程序核准或者备案的项目，有关部门不得办理相关手续，金融机构不得发放贷款。

第二十五条 投资主体实施需国家发展改革委核准或备案的境外投资项目，在对外签署具有最终法律约束

效力的文件前，应当取得国家发展改革委出具的核准文件或备案通知书；或可在签署的文件中明确生效条件为依法取得国家发展改革委出具的核准文件或备案通知书。

第二十六条 核准文件和备案通知书应规定有效期，其中建设类项目核准文件和备案通知书有效期二年，其他项目核准文件和备案通知书有效期一年。

在有效期内投资主体未能完成办理本办法第二十四条所述相关手续的，应在有效期届满前 30 个工作日内申请延长有效期。

第五章 法律责任

第二十七条 国家发展改革委工作人员有下列行为之一的，责令其限期整改，并依据《行政机关公务员处分条例》等有关规定追究有关责任人的行政责任；构成犯罪的，由司法机关依法追究刑事责任。

- (一) 滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊、索贿受贿的；
- (二) 违反本办法规定的程序和条件办理项目核准、备案的；
- (三) 其他违反本办法规定的行为。

第二十八条 投资主体应当对境外投资项目申请报告或项目备案申请表及附件的真实性、合法性负责。投资主体在境外投资项目申报过程中违反法律法规，隐瞒有关情况或提供虚假材料的，国家发展改革委将不予受理或不予核准、备案；已经取得核准文件或备案通知书的，国家发展改革委将撤销核准文件或备案通知书，并给予警告。

第二十九条 对于按照本办法规定投资主体应申请办理核准或备案但未依法取得核准文件或备案通知书而擅自实施的项目，以及未按照核准文件或备案通知书内容实施的项目，一经发现，国家发展改革委将会同有关部门责令其停止项目实施，并提请或者移交有关机关依法追究有关责任人的法律和行政责任。

对于按照本办法第十条规定投资主体应报送项目信息报告但未获得信息报告确认函而对外开展实质性工作的，国家发展改革委将予以通报批评，责令其纠正。对于性质严重、给国家利益造成严重损害的，国家发展改革委将会同有关部门依法进行处罚，并提请或者移交有关机关依法追究有关责任人的法律和行政责任。

第六章 附则

第三十条 各省级政府投资主管部门要加强对本地企业境外投资的引导和服务，并参照本办法规定制定相应的备案管理办法。国家发展改革委对省级政府投资主管部门境外投资项目备案工作进行指导和监督，并对发现的问题及时予以纠正。

第三十一条 投资主体在境外投资参股或设立股权投资基金，适用本办法。

自然人和其他组织在境外实施的投资项目，参照本办法规定另行制定具体管理办法。

第三十二条 投资主体在香港特别行政区、澳门特别行政区实施的投资项目，参照本办法执行。

投资主体在台湾地区实施的投资项目，参照本办法规定另行制定具体管理办法。

第三十三条 本办法由国家发展改革委负责解释。

第三十四条 本办法自 2014 年 5 月 8 日起施行。国家发展改革委于 2004 年 10 月颁布的《境外投资项目暂行管理办法》（第 21 号令）同时废止。